

監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年5月15日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和6年4月24日（水）午前10時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

市長直轄組織 会計課

- (1) 適正帳票率に着目した調査結果について
- (2) 歳入歳出外現金の管理について

議会事務局

- (1) 隨意契約結果（令和4年、5年度）について
- (2) 政務活動費について（令和5年度支出状況、支出基準及び周知方法、取得物品の管理方法）

行政委員会事務局

【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】

- (1) 3委員会の効率的な運営について
- (2) 関係図書の整備と管理について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【会計課】

会計課に回付される支出命令書については、以前として軽微な誤りが多い。

また、口座情報などの誤りにより、指定金融機関への訂正組戻手数料も発生していることから、今後も、職員への指導を行うとともに事務研修を実施し、適正な事務執行に努められたい。また、現金管理についても、法令に基づいた管理に努められたい。

【議会事務局】

政務活動費については、他自治体において、市民の不信を招く事案も発生しており、今後も適正な執行に努められたい。

また、政務活動費で購入した備品や書籍等については、市民の理解が得られるような、「木津川市議会政務活動費使途の運用指針」となるよう整理されたい。

【行政委員会事務局】

(公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員)

引き続き、委員会事務局として、適切な事務執行に努められたい。

事務局は市政全般に関わる知識が必要であることから、研修などに積極的に参加し知識の研鑽に努められたい。また、関係書籍など整理に努められたい。

以上。